

## ロスカット規程【Windsor+（ウィンザープラス）】

フジフューチャーズ株式会社

### （規程の趣旨）

第1条 本規程は、商品先物取引の委託を行う委託者（以下「お客様」といいます。）がフジフューチャーズ株式会社（以下「当社」といいます。）の提供する取引システム「Windsor+（ウィンザープラス）」（以下「本システム」といいます。）を利用して行う、ロスカット制度（以下「本制度」といいます。）に関して取り決めるものであり、お客様は本規程に同意し遵守するものとします。

### （用語の定義）

第2条 本規程において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- （1）「値洗損」とは、未決済の個別の取引に係る約定値段と第6条第2項に定める値段との差額に取引単位の倍率と取引枚数を乗じて得た価額が損計算となる場合の損失額をいいます。
- （2）「受入証拠金の総額」とは、預り証拠金の総額に売買差損益金から手数料（消費税を含む。）を減じた額を加減し、値洗損益金通算額を加減した額をいいます。
- （3）「有効比率」とは、受入証拠金の総額を証拠金所要額で除した割合をいいます。
- （4）「ロスカットアラート基準」とは、第7条第1項に定める有効比率の基準をいいます。
- （5）「ロスカット基準」とは、第7条第1項に定める有効比率の基準をいいます。
- （6）「ロスカット状態」とは、ロスカット判定時に有効比率が第7条第1項に定めるロスカット基準以下になっている状態をいいます。
- （7）「受理日」とは、本制度の利用・中止にあたりお客様からの申込みを当社で受け付けた日をいいます。なお、本規程における「営業日」とは、株式会社日本商品清算機構が定める計算区域毎の日を意味しています。

### （本制度の利用の申し出）

第3条 お客様が本制度の利用を申し込む場合は、本システムの利用を申し込みの上、当社所定の申込書を差し入れるものとします。本制度の利用は、建玉が無き場合は受理日から、建玉がある場合は受理日の翌営業日からとなります。

#### **(本制度の中止の申し出)**

第4条 お客様が本制度の中止を申し込む場合は、当社所定の申込書を差し入れるものとします。本制度の中止は、建玉が無き場合は受理日から、建玉がある場合は受理日の翌営業日からとなります。

#### **(本制度による建玉の決済)**

第5条 当社は、有効比率の計算の結果、お客様の取引がロスカット状態にあるときは、全ての建玉をお客様の計算において決済できるものとします。

#### **(ロスカット判定)**

第6条 ロスカット判定は、当社が定める時間内において5分間隔で行うものとします。ただし、日中立会終了時は15時25分に、夜間立会終了時は5時40分に行うものとします。

- 2 本制度における値洗損の計算に用いる値段は、当日立会に約定値段がある場合はロスカット判定までの直近約定値段(帳入値段を含む。)とし、当日立会に約定値段がない場合は前営業日の帳入値段とします。

#### **(ロスカットアラート基準とロスカット基準および基準の変更)**

第7条 ロスカットアラート基準は有効比率50%、ロスカット基準は有効比率30%とします。

- 2 前項におけるロスカットアラート基準、ロスカット基準は、当社の判断によって変更できるものとします。その場合、当社は、お客様に対して遅滞なく変更の内容を本システムの画面上で通知し、通知の時から変更の効力が生じるものとします。

#### **(ロスカット状態における建玉の決済注文)**

第8条 ロスカット判定の結果、ロスカット状態にあるときは、全ての建玉について速やかに決済注文を発注するものとします。ただし、価格等の変動によっては、ロスカット基準の証拠金が残存するとはとは限らず、預託した証拠金以上の損失が発生する場合があります。なお、当該決済により生じた損失は、お客様に帰属し、当社がその責任を負うものではありません。

- 2 前項に基づく決済注文を発注する際に、未約定の売買注文があるときは、当社において当該注文の取り消しを行い、取消完了後に決済注文を発注するものとします。
- 3 本条の決済注文は、全ての決済注文が約定するまで成行-F a Kにて繰り返し発注するものとします。
- 4 お客様は、本条に基づく決済注文を取り消すことはできないものとします。

- 5 本条に基づく決済注文については、本システムの各種照会画面よりお客様が確認するものとします。
- 6 お客様の取引がロスカット状態にあると判定された場合には、その後の入金の有無にかかわらず本条に基づき全ての建玉が決済されるものとします。

#### (ロスカット状態中の取引)

第9条 お客様は、ロスカット状態にあるときは、全ての建玉の決済注文が約定するまで取引を行う事はできないものとします。

#### (本規程の変更)

- 第10条 本規程は、法令等諸規則の改正、監督官庁の指示または当社の事情等により変更が相当と判断した場合は、予告なく変更することとし、お客様はそれを了承するものとします。
- 2 前項の場合、当社は、お客様に対して遅滞なく変更の内容を本システムの画面上で通知し、通知の時から変更の効力が生じるものとします。

#### (免責事項)

- 第11条 次の各号に掲げる事項の発生により、有効比率の計算ができなかった場合、および本規程に基づく決済注文が発注できなかった場合、または誤って決済注文が発注された場合においても、当社は、その責任を一切負わないものとします。
- (1)お客様、プロバイダー、当社、当社に情報を提供する商品取引所または情報ベンダーのいずれかのシステム機器、通信回線等に障害が発生した場合。
  - (2)当社に情報を提供する商品取引所または情報ベンダーから、当社に対して誤った情報が配信された場合。
  - (3)天災等による障害により、当社の本システムの停止、遅延、誤謬、欠陥等が生じた場合。
  - (4)その他、当社の責めに帰す事ができない事由による場合。

#### 附則

- 1 本規程は平成27年1月13日より施行する。
- 2 本規程の改定は平成28年8月8日より施行する。
- 2 本規程の改定は平成28年9月20日より施行する。